

岩手県告示第844号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所を休止した旨次のとおり届出があった。

平成25年11月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	休止年月日
間山皮膚科医院	釜石市中妻町一丁目17番20号	平成25年9月11日